Ⅲ　特別支援教育の推進

１　児童生徒の個々のニーズに対応した段階的な支援体制の充実

（１）今年度の課題

ア　校内支援委員会による個々のニーズに対応した支援の充実を図る。

イ　関係機関や関係学校との継続した連携を図る。

（２）課題解決に向けた取組

ア　個々のニーズに対応した段階的な支援と校内委員会の機能を生かした学校総体としての取組の充実に向けて指導・助言を行う。

イ　児童生徒の実態を踏まえた「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成（加筆・修正）と小・中・高間の引継及び適切な教育課程の編成について、指導・助言を行う。

（３）取組の実際

ア　校内支援体制の確立と巡回相談の活用

天草教育事務所では、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の個々のニーズに対応した校内支援体制づくりの充実のために、校長会議を含め、各研修会や学校訪問指導等で、校内支援委員会の定期的な実施や巡回相談等の活用についてお願いしてきた。

平成２６年度特別支援教育体制状況調査（平成２６年９月１日現在）によると、校内支援委員会の開催状況や巡回相談の活用状況は、以下のとおりである。

＜表１：校内支援委員会の開催回数（年間開催回数）＞　（　　）は昨年度

開催回数	小学校　３７校（４４校）	中学校　２３校（２４校）
１回	２．７％（　４．５％）	８．７％（　４．２％）
２回	１０．８％（１３．６％）	１７．４％（１２．５％）
３回	１０．８％（２７．３％）	３０．４％（４１．７％）
４回以上	７５．７％（５４．５％）	４３．５％（４１．７％）

＜表２：児童生徒の実態把握の状況＞　（　　）は昨年度

項　目	小学校	中学校
校内において発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関する実態把握を行った学校	１００％ （１００％）	１００％ （１００％）

＜表３：巡回相談の活用状況＞　（　　）は昨年度

項　目	小学校	中学校
指導上の助言・指導が受けられるように専門的知識をもった教員等の巡回相談を活用した学校	９７％ （１００％）	８９％ （１００％）
上記の「活用した学校」で巡回相談を活用する前に校内委員会等で支援策について検討した学校	１００％ （９３％）	１００％ （９６％）

校内支援委員会は、すべての小・中学校で設定され、計画的に開催されている。

平成２６年度に年間３回以上開催している学校は、小学校で４．７％増加しているが、中学校では９．５％減少している。少なくとも年間３回以上（学期に１回）は開催し、児童生徒の実態や支援の状況を定期的に確認していただきたい。

児童生徒への実態調査はすべての小・中学校で実施されているが、巡回相談については、活用されていない学校があった。校内の教職員だけではなく、外部の

専門家の助言や知見等を反映していく体制を整えることが大切である。また、巡回相談を活用する際には、相談員に対して、事前の実践記録とともに相談後の支援経過についても情報を提供することで、継続的な連携を図るよう留意していただきたい。

イ　「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・引継ぎ、教育課程の編成について

（ア）「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・引継ぎについて

平成２６年度「教育指導の反省」によると「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成及び「加筆・修正」に関する状況は、以下のとおりである。

＜表４：特別支援学級等に在籍している児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成状況（特別支援学級等設置校：小３１校　中１７校）＞　（　　）は昨年度

項　目	小学校	中学校
特別支援学級在籍の児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成している学校	１００％ （１００％）	１００％ （１００％）
〃　について、「個別の教育支援計画」を活用（加筆・修正等）している学校	１００％ （１００％）	１００％ （１００％）

＜表５：通常学級に在籍している児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成状況（発達障がいの診断を受けている児童生徒の在籍校：小２８校　中１７校）＞　（　　）は昨年度

項　目	小学校	中学校
通常学級に在籍する児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成している学校	９６％ （９１％）	８２％ （７９％）
〃　について、「個別の教育支援計画」を活用（加筆・修正等）している学校	９３％ （９１％）	８２％ （７４％）

＜表６：特別支援学級等に在籍している児童生徒の「個別の指導計画」の作成状況（特別支援学級等設置校：小３１校　中１７校）＞　（　　）は昨年度

項　目	小学校	中学校
特別支援学級在籍の児童生徒について、「個別の指導計画」を作成している学校	１００％ （１００％）	１００％ （１００％）
〃　について、「個別の指導計画」を活用（加筆・修正等）している学校	１００％ （１００％）	１００％ （１００％）

＜表７：通常学級に在籍している児童生徒の「個別の指導計画」の作成状況（発達障がいの診断を受けている児童生徒の在籍校：小２８校　中１７校）＞　（　　）は昨年度

項　目	小学校	中学校
通常学級に在籍する児童生徒について、「個別の指導計画」を作成している学校	１００％ （９７％）	９４％ （８４％）
〃　について、「個別の指導計画」を活用（加筆・修正等）している学校	１００％ （９７％）	９４％ （８４％）

平成２６年度は、特別支援学級等に在籍する児童生徒については、すべての学校で「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成、加筆･修正しての活用が行われている。通常学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」ともに増加しているが、１００％にはいたっていない状況である。

平成２５年１０月４日付け２５文科初第７５６号「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」においても、「早期からの一貫した

支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、（中略）必要に応じて関係機関が共有し活用して行くこと」及びその情報を一元化し、「当該市町村における『個別の教育支援計画』『相談支援ファイル』等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること」が通知されている。

また、平成２６年３月に策定された「第２期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」（熊本県教育振興計画）において、特別支援教育に関する数値目標として、「高等学校において、学校が把握する発達障がいの診断を受けている生徒についての個別の教育支援計画の作成率」を「平成２４年度２３．９％」だったのを「平成３０年度６０％」にという目標が設定されている。その目標達成のためには、就学前及び小・中学校で「個別の教育支援計画」を確実に作成し、中学校から高校への確実な引継ぎによる、一貫した支援が行われることが重要となる。

進学・進級時に学級担任、教科担任が変わっても、支援が継続的に全職員で行えるように支援の経過を記したこれらの十分な活用を行っていただきたい。

さらに、これらの管理については、以下のように留意していただきたい。

※　「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」等の管理について
- 就学前及び学校間で引継いだ文書等もあわせてファイルに保管する。
- 「個別の指導計画」は、学期ごとに計画と評価をセットにして、ファイルに保管する。
- 作成者、作成日を明記する。
- 校内支援委員会での検討事項や巡回相談の記録等、当該児童生徒に関する記録もあわせてファイルに保管する。
- 学期ごとに管理職が点検し、検印を押す。

（イ）教育課程の編成について

特別支援学級の教育課程の編成については、管理職研修や教頭・主幹教諭研修、教務主任研修、特別支援教育担任研修の場でお願いをしてきたところである。しかしながら、学校訪問において、見直しが必要な学校が見られたので、以下の点に留意して編成していただきたい。

１　基本的には小学校・中学校の学習指導要領に基づいて編成すること。
２　児童生徒の実態に応じて、「特別の教育課程」を編成する場合
①　知的障がいを有する児童生徒（知的障がいを併せ有する場合も含む）と知的障がい以外の障がいを有する児童生徒（知的障がいを有しない場合）の教育課程には違いがあり、それぞれに応じた教育課程を編成すること。
②　知的障がいを有する児童生徒（知的障がいを併せ有する場合も含む）の場合、子どもの実態に応じて「各教科等を合わせた指導」を効果的に取り入れること。
③　自立活動を位置付けること。
④　交流学級での学習など、集団における学習活動を教育課程に位置づけること。（交流学級での学習が断続的なものになり、学力保障が損なわれることがないようにする。）

教育課程の編成・見直しについては、「特別支援学級及び通級指導教室担当者のためのハンドブック（Ｐ１１～１８）」（熊本県教育委員会　H22.3）をぜひ参考にしていただきたい。また、通級指導教室の指導内容等については、本ハンドブックの第３部（Ｐ７７～９４）を参照してほしい。

また、特別支援学級が複数学級設置されている学校については、障がいの特

性や児童生徒の実態をふまえ、複数学級設置されている意義を十分理解し、教育課程の編成を行うよう留意していただきたい。

特別支援学級の教育課程の編成については、経験の浅い担任にとって難しいことが多いので、学級担任だけで作成するのでなく、校内委員会を母体として、特別支援教育コーディネーターや教務主任、管理職との協力のもとに、学校として作成をお願いしたい。

（４）成果と課題

○　すべての学校で校内支援委員会が開催されており、ほとんどの学校で「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」が作成されていた。また、指導計画等に基づき授業が展開され、学習の流れの提示や具体物を操作する学習活動等の工夫が行われていた。

●　校内支援委員会での支援方針や具体的支援内容及び関係機関からの助言等について、全職員への周知、共通理解が徹底されていない学校が見受けられた。

●　「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」については、進級・進学に当たり一貫した教育的支援が行われるよう、確実に作成・引継ぎを行う必要がある。

（５）次年度へ向けた重点課題

○　校内支援委員会の充実や巡回相談の活用による児童生徒の個々のニーズに対応した学校総体としての支援体制の整備を進める。

○　一貫した教育的支援を実現するため、個別の教育支援・指導計画の確実な作成と引継ぎを行う。

２　教職員の専門性の向上

（１）今年度の課題

ア　職員の特別支援教育に対する理解の向上を図る。

イ　各種研修への積極的な参加による専門性の向上を図る。

（２）課題解決に向けた取組

ア　特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常学級で多数学んでいる現状を踏まえ、すべての教職員の特別支援教育に対する理解の向上のため、学校訪問や校内研修の場を活用し、具体的な授業場面を通して、適切な指導・助言を行う。

イ　特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任の専門性の向上を図るため、天草地域特別支援連携協議会等における各研修会等の充実を図り、積極的な参加を呼びかける。

（３）取組の実際

ア　特別支援教育に関する研修について

（ア）校内・校外での研修の充実について

平成２６年度、校長会議、研修会、学校訪問等において、次のことについてお願いをしてきた。

・「平成２６年度特別支援教育取組の方向」「天草教育事務所取組の方向」について
・特別支援学級における教育課程の編成について
・「特別支援学級及び通級指導教室担当者のためのハンドブック」の活用について
・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・引継ぎについて
・特別支援教育に関する研修会案内（天草地区特別支援教育セミナー、基礎講座等）
・学習成果発表会（あきのつどい）への参加について

「平成２６年度教育指導の反省」での調査において、教職員の校内、校外での研修の状況は次のとおりである。

＜表８： 校内での特別支援教育に関する研修の実施状況＞　（　　）は昨年度

項　目		小学校	中学校
校内での特別支援教育に関する研修を実施している学校		１００％ （１００％）	１００％ （１００％）
上記の学校の年間の実施回数 （年間実施回数）	１回	５％（　９％）	２２％（２９％）
	２回	１４％（３０％）	１３％（１７％）
	３回以上	８１％（６１％）	６５％（５４％）

＜表９： 校外での特別支援教育に関する研修の実施状況＞　（　　）は昨年度

項　目	小学校	中学校
校外での特別支援教育に関する研修（特別支援教育セミナー）に職員が参加した学校	９７％ （８４％）	９１％ （９６％）
校外での特別支援教育に関する研修（特別支援教育セミナー以外）に職員が参加した学校	１００％ （９８％）	１００％ （９６％）

管内すべての小・中学校で特別支援教育に関する研修が計画的に実施され、小・中学校ともに３回以上実施している学校が増えている。

また、障がいのあるなしに関わらず、すべての児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の実現のため、学校全体での共通理解のもと、取り組んでいる学校が、小学校で１００％、中学校で９６％となり、「すべての児童生徒に対する分かりやすい授業づくり」に向けての研修が進められている。

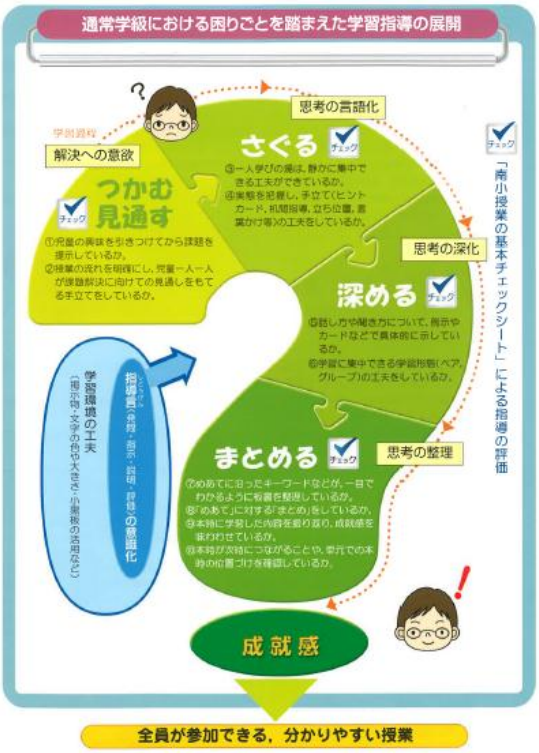

＜資料１：通常学級における困りごとを踏まえた学習指導の展開＞
（H26 天草市立本渡南小学校研究発表会リーフレットより）

（イ）「学習成果発表会」の実施と啓発について

平成２６年度の学習成果発表会を「特別支援学級の児童生徒の交流」「地域への特別支援教育の啓発」の目的として、天草教育研究所特別支援教育部門と連携し、「あきのつどい（学習成果発表会）」として、天草市立五和中学校体育館にて実施した。この会には、児童生徒が作成した作品の展示も行っている（文化展として）。

特別支援学級設置校の他に、設置校以外の小･中学校管理職、ＰＴＡ関係者や地域住民の参加に向けて、教育長会議、校長会議での依頼、案内文書やポスターの送付

＜資料２：啓発用ポスター＞

を行い、参加の呼びかけを行った。校長会議では、発表会への参加後は、児童生徒の頑張りをぜひ職員に伝え、特別支援教育への理解と推進を図っていただくようお願いした。

全体の参加者は、児童生徒１９６人、教職員（管理職含む）１７３人、保護者・地域住民１２２人、行政関係者１２人の合計５０３人であった。

当日は、児童生徒のダンス発表や各ブロックから６団体の希望発表があり、どの発表も日頃の学習の成果を生かしたすばらしい発表であった。また、保護者同士の交流を深める目的で、参加体験型プログム（くまもと「親の学び」プログラム）を使っての情報交換会を開催し、交流を深めることができた。

＜写真１：児童生徒によるダンス交流＞

イ　天草地域特別支援連携協議会における各研修等の実施

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任の専門性の向上を図るために、平成２６年度、天草地域特別支援連携協議会による各研修等を実施した。

期　日	研修等	参加者
８月　１日	第１０回天草地域特別支援教育セミナー	３８０人
８月　６日	天草地域特別支援教育相談会	２３人
８月１９、２０日	特別支援教育基礎講座	４６人

これらの研修では、講演及び特別支援学校による「障がいの理解」や「個別の教育支援計画」の作成、教材の紹介などが行われた。これらの研修を含め、多くの研修が毎年実施されているので、専門的な知識、実践上の有効な手立て・工夫を学ぶ場としてぜひ、役立てていただきたい。また、自校の職員へも広げていただきたい。

（４）成果と課題

○　訪問したすべての小・中学校で、特別支援教育に関する校内研修が計画に位置づけられ、実施されていた。また、校内研修の内容に通常学級における授業のユニバーサルデザイン化を取り入れ、障がいの有無に関わらず、わかりやすい授業づくりに取り組んでいる学校が増えてきている。

●　コーディネーターや学級担任だけでなく、全教職員の特別支援教育に対する理解の向上を図る必要がある。

●　関係機関との連携による研修や相談員からの助言等により、コーディネーターや学級担任の専門性を高める必要がある。

（５）次年度へ向けた重点課題

○　特別支援学級・通級指導教室がある学校での研究授業の実施を推進する。
○　全教職員おける特別支援教育に対する理解の向上を図る。

＜参考資料＞

・特別支援学校学習指導要領解説　総則編　文部科学省　平成２１年６月
・特別支援学級担任及び通級指導教室担当者のためのハンドブック
熊本県教育委員会 平成２２年３月